

優遇税制措置

■ 寄附金に対する優遇税制措置について

本学園は、文部科学省から寄附金について「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けております。また、法人からのご寄附については、日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」といいます）の「受配者指定寄附金」制度の利用ができます。これにより、ご寄附いただいた金額は、下記により税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人寄附の場合

① 所得控除制度（所得税法第78条）

「所得控除」は寄附者の所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い寄附者に対しては、減税効果が大きくなる制度です。次の算式により優遇措置が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{「平成〇〇年中に支出した特定寄附金の額の合計額」と} \\ \text{「平成〇〇年分の総所得金額等の合計額の40％相当額」} \\ \text{とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除額}$$

② 税額控除制度（租税特別措置法第14条の18の3）

「税額控除」は寄附金額を基に算出した控除額を、所得税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄附者に対しては、減税効果の大きくなる制度です。次の算式により税額控除制度の適用を受けられます。

$$(\text{税額控除対象寄附金}^{※1}) - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除対象額}^{※2}$$

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40％に相当する額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 税額控除対象額は、所得税額の25％を上限とします。

※ご寄附いただきました際には、本学園から「寄附金受領書」及び「特定公益増進法人であることの証明書(写)」と「税額控除に係る証明書(写)」をご送付いたしますので、「所得控除」か「税額控除」のどちらかをご選択いただき、ご寄附いただいた翌年の確定申告期間内に、寄附金控除申請の添付書類としていただき、所轄税務署にご申告下さい。

なお、本寄附金については、住民税の控除を受けることが出来る場合があります。詳細につきましては、恐れ入りますがお住まいの各自治体にお問い合わせ下さい。

(2) 法人寄附の場合

① 受配者指定寄附金制度（法人税法第37条）

ご寄附いただいた寄附金の全額を、ご寄附いただいた事業年度の損金に算入出来る制度です。

※ご寄附にあたり、本制度の利用を希望される場合は、下記の手続きをお願いいたします。

(1) 本学園宛の「寄附申込書」と私学事業団所定の「寄附申込書」に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でお送り下さい。

(2) 「振込依頼書（払込取扱票）」により、銀行又はゆうちょ銀行・郵便局から本学園宛にお振り込み下さい。後日、私学事業団が発行した「寄附金受領書」をお送りいたします。

(3) 本学園が、複数の寄附者の寄附金を取りまとめて私学事業団の指定口座へ寄附金を入金いたしますので、その日が寄附金受領日となります。

② 特定公益増進法人に対する寄附金

法人の方が「受配者指定寄附金制度」をご利用されない場合には、本学園宛の「寄附申込書」に必要事項をご記入いただき、返信用封筒でお送り下さい。この場合は、「個人寄附の場合」で説明しました「所得控除制度」が利用出来ます。なお、本学園から「寄附金受領書」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」をご送付いたしますので、寄附金控除申請の添付書類として下さい。

■ お問い合わせ先

ご不明な点は、本学園本部事務局又は所轄税務署にお問い合わせ下さい。

学校法人富山国際学園 学園本部事務局

TEL 076-436-5139 FAX 076-436-5444 E-mail honbu@toyama-c.ac.jp